

2 夜間対応型訪問介護サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
71 1111	夜間訪問介護 基本	イ 夜間対応型訪問 介護費()	基本夜間対応型訪問介護費	1,025 単位	1,025	1月につき
71 1121	夜間訪問介護 定期巡回		定期巡回サービス費	386 単位	386	1回につき
71 1131	夜間訪問介護 随時訪問		随時訪問サービス費()	588 単位	588	
71 1141	夜間訪問介護 随時訪問		随時訪問サービス費()	792 単位	792	
71 6136	夜間訪問介護24時間通報対応加算	24時間通報対応加算			610 単位加算	610 1月につき
71 2111	夜間訪問介護	ロ 夜間対応型訪問介護費()	2,800 単位		2,800	
71 4111	夜間訪問同一建物減算1	事業所と同一建物の 利用者等にサービス を行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算			
71 4112	夜間訪問同一建物減算2		同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算			
71 8000	特別地域夜間対応型訪問介護加算1	特別地域夜間対応型訪問介護加算			イを算定する場合 所定単位数の 15% 加算	1回につき
71 8002	特別地域夜間対応型訪問介護加算2	特別地域夜間対応型訪問介護加算			ロを算定する場合 所定単位数の 15% 加算	1月につき
71 8100	夜間訪問小規模事業所加算1	中山間地域等における小規模事業所加算			イを算定する場合 所定単位数の 10% 加算	1回につき
71 8102	夜間訪問小規模事業所加算2	中山間地域等における小規模事業所加算			ロを算定する場合 所定単位数の 10% 加算	1月につき
71 8110	夜間訪問中山間地域等提供加算1	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			イを算定する場合 所定単位数の 5% 加算	1回につき
71 8112	夜間訪問中山間地域等提供加算2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			ロを算定する場合 所定単位数の 5% 加算	1月につき
71 6133	夜間訪問介護認知症専門ケア加算 1	ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合 (基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算()	3 単位加算	3 1日につき
71 6134	夜間訪問介護認知症専門ケア加算 2		(二)認知症専門ケア加算()	4 単位加算	4	
71 6135	夜間訪問介護認知症専門ケア加算 1	ニ サービス提供体制強化加算	(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算()	90 単位加算	90 1月につき
71 6137	夜間訪問介護認知症専門ケア加算 2		(二)認知症専門ケア加算()	120 単位加算	120	
71 6112	夜間訪問サービス提供体制加算 1	(1)イを算定する場合 (基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算()	22 単位加算	22	1回につき
71 6113	夜間訪問サービス提供体制加算 2		(二)サービス提供体制強化加算()	18 単位加算	18	
71 6114	夜間訪問サービス提供体制加算 3	(2)ロを算定する場合	(三)サービス提供体制強化加算()	6 単位加算	6	
71 6115	夜間訪問サービス提供体制加算 1		(一)サービス提供体制強化加算()	154 単位加算	154	1月につき
71 6116	夜間訪問サービス提供体制加算 2	(2)ロを算定する場合	(二)サービス提供体制強化加算()	126 単位加算	126	
71 6117	夜間訪問サービス提供体制加算 3		(三)サービス提供体制強化加算()	42 単位加算	42	
71 6100	夜間訪問サービス提供体制加算 1	(1) サービス提供体制強化加算()イ	18 単位加算	18	1回につき	
71 6101	夜間訪問サービス提供体制加算 2	(2) サービス提供体制強化加算()ロ	12 単位加算	12		
71 6110	夜間訪問サービス提供体制加算 1	(3) サービス提供体制強化加算()イ	126 単位加算	126	1月につき	
71 6102	夜間訪問サービス提供体制加算 2	(4) サービス提供体制強化加算()ロ	84 単位加算	84		
71 6111	夜間訪問介護処遇改善加算	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
71 6109	夜間訪問介護処遇改善加算	ホ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 100/1000 加算		
71 6103	夜間訪問介護処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 55/1000 加算		
71 6105	夜間訪問介護処遇改善加算		(4)介護職員処遇改善加算()	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
71 6107	夜間訪問介護処遇改善加算		(5)介護職員処遇改善加算()	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
71 6118	夜間訪問介護特定処遇改善加算		ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の 63/1000 加算	
71 6119	夜間訪問介護特定処遇改善加算	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の 42/1000 加算		
71 7201	基本夜間訪問 市町村独自加算1		基本夜間対応型訪問介護費 ()市町村独自加算	50 単位加算	50	
71 7203	基本夜間訪問 市町村独自加算2	(市町村が定める単位数を算定)		100 単位加算	100	
71 7205	基本夜間訪問 市町村独自加算3			150 単位加算	150	
71 7207	基本夜間訪問 市町村独自加算4			200 単位加算	200	
71 7209	基本夜間訪問 市町村独自加算5			250 単位加算	250	
71 7211	基本夜間訪問 市町村独自加算6			300 単位加算	300	
71 7301	夜間訪問介護 市町村独自加算1		夜間対応型訪問介護費() 市町村独自加算	50 単位加算	50	
71 7303	夜間訪問介護 市町村独自加算2	(市町村が定める単位数を算定)		100 単位加算	100	
71 7305	夜間訪問介護 市町村独自加算3			150 単位加算	150	
71 7307	夜間訪問介護 市町村独自加算4			200 単位加算	200	
71 7309	夜間訪問介護 市町村独自加算5			250 単位加算	250	
71 7311	夜間訪問介護 市町村独自加算6			300 単位加算	300	
71 8300	夜間訪問介護令和3年9月30日までの上乗せ分		新型コロナウイルス感染症への対応	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 1/1000 加算	

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
71	1112	夜間訪問介護 基本・日割	イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費	1,025 単位	日割計算の場合 ÷ 30.4 日	34	1日につき
71	2112	夜間訪問介護 ・日割	ロ 夜間対応型訪問介護費()		2,800 単位		92	
71	8003	特別地域夜間対応型訪問介護加算2・日割	特別地域夜間対応型訪問介護加算		ロを算定する場合 所定単位数の 15% 加算			
71	8103	夜間訪問小規模事業所加算2・日割	中山間地域等における小規模事業所加算		ロを算定する場合 所定単位数の 10% 加算			
71	8113	夜間訪問中山間地域等提供加算2・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		ロを算定する場合 所定単位数の 5% 加算			
71	7202	基夜間訪問 市町村独自加算1日割	基本夜間対応型訪問介護費()市町村独自加算 (市町村が定める単位数を算定)		50 単位加算	日割計算の場合 ÷ 30.4 日	2	
71	7204	基夜間訪問 市町村独自加算2日割			100 単位加算		3	
71	7206	基夜間訪問 市町村独自加算3日割			150 単位加算		5	
71	7208	基夜間訪問 市町村独自加算4日割			200 単位加算		7	
71	7210	基夜間訪問 市町村独自加算5日割			250 単位加算		8	
71	7212	基夜間訪問 市町村独自加算6日割			300 単位加算		10	
71	7302	夜間訪問 市町村独自加算1日割	夜間対応型訪問介護費()市町村独自加算 (市町村が定める単位数を算定)		50 単位加算	日割計算の場合 ÷ 30.4 日	2	
71	7304	夜間訪問 市町村独自加算2日割			100 単位加算		3	
71	7306	夜間訪問 市町村独自加算3日割			150 単位加算		5	
71	7308	夜間訪問 市町村独自加算4日割			200 単位加算		7	
71	7310	夜間訪問 市町村独自加算5日割			250 単位加算		8	
71	7312	夜間訪問 市町村独自加算6日割			300 単位加算		10	